

第2回 変革期をリードする新時代の茨城づくり  
調査特別委員会資料

財政基盤と行政組織の強化

D X (デジタル・トランスフォーメーション) 等  
によるスマート自治体の推進  
～ 業務のデジタル化・働き方改革の推進 ～

( 総務部 )

令和3年6月16日(水)

<p><b>I 現状</b></p>	<p>○ 本県では、総合計画第5部「挑戦する県庁への変革」に「働き方改革の推進」を政策として掲げ、ICT<sup>※1</sup>を積極的に活用した業務のDX<sup>※2</sup>を推進し、「いつでもどこでも」効率的に業務に取り組み、県民サービスの向上と本県の発展のために真に必要な業務に職員が注力できる環境づくりを推進</p> <p>○ これまでの本県の取組により、令和2年11月に地方創生に関する専門誌が発表した都道府県の電子化推進度ランキングにおいて本県が総合1位を獲得</p> <p><b>1 業務のDXの推進</b></p> <p><b>(1) ICT活用による業務の効率化</b></p> <p><b>① 庁内デジタル環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年度からモバイル端末（モバイルパソコン、タブレット）の導入を開始。令和3年度末までに、職員が使用する業務端末のうち、2,920台をモバイル端末に入れ替え</li> <li>・ 令和2年度末までに県庁舎（行政棟）の全館Wi-Fi<sup>※3</sup>化</li> </ul> <p><b>② 電子決裁の推進</b></p> <p>平成30年4月に行政文書を例外なく電子決裁化することとし、同年4月に13.3%だった電子決裁率は同年7月にほぼ100%達成（現在までほぼ100%を維持）</p> <p><b>【電子決裁の効果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタル化による業務の効率化</li> <li>・ いつでもどこでも仕事ができるテレワークの推進</li> <li>・ 公文書の改ざん問題への対応</li> <li>・ 文書の検索性の向上</li> </ul>	<p>自治体DX 推進計画 (総務省) 抜粋 資料1-2 P1:表1</p>
--------------------	---	--

※1 ICT (Information and Communication Technology) 携帯電話、メール、インターネット、放送といった情報や通信に関する技術の総称

※2 DX (Digital Transformation) ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

※3 Wi-Fi パソコンやタブレットなどの機器を無線でネットワークに接続する技術

③ **ビジネスチャット<sup>※4</sup>の活用、Web 会議の推進**

- ・ 行政情報ネットワークのほかに、ビジネスチャットを平成 30 年 2 月に導入し、所属内での簡易な確認、報告、出張復命等の回覧、資料の調整等に活用
- ・ 出先機関、市町村、企業等との会議や打ち合わせについても、オンライン会議システムを活用

④ **AI<sup>※5</sup>の活用**

**ア AI-OCRの活用**

- ・ 手書きの申請書等を、AI を活用した文字認識技術により電子データ化するシステム（AI-OCR）を令和元年 6 月に導入
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における休業要請や営業時間の時短要請に関する協力金の給付業務にも RPA<sup>※6</sup>と組み合わせて活用



AI-OCR  
利用実績  
資料1-2  
P2:表2

※4 **チャット** 離れた場所にいる人同士がリアルタイムに短い文章のメッセージを送り合うことで、会話のようなやり取りを行うこと

※5 **AI (Artificial Intelligence)** 人工知能。知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術

※6 **RPA (Robotic Process Automation)** ルールエンジンや構造解析技術、画像認識技術などを組み合わせたソフトウェアを使って事務作業を自動化すること。デジタルレイバー（仮想的労働者）とも呼ばれる。

## イ 議事録作成支援システムの導入

職員の会議などの議事録作成の負担軽減のため、音声認識技術により自動的に作成するシステムを令和元年5月に導入

### ■利用実績

	R元年度	R2年度
処理件数	711件	790件
録音時間	757時間	802時間

## ⑤ RPAの導入

- ・ ソフトウェアロボットを活用して定型的な業務を自動化するRPAを令和元年度に本格導入
- ・ 令和2年度までの2年間で40業務に導入し、約5万8千時間の削減（見込み）

### ■導入業務

R元年度	R2年度
<u>20業務に導入</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 県立学校教職員の出張旅費の入力業務</li><li>・ 財務会計システムによる支出処理</li><li>・ 財務会計システムへの支払先の口座登録</li><li>・ 源泉徴収一覧表の作成 など</li></ul>	<u>20業務に導入</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 会計年度任用職員の勤務実績入力業務</li><li>・ 会議室及び公用車の予約情報出力</li><li>・ 支払先口座の登録及び支出処理の業務</li><li>・ 旅費及び給与の通知業務 など</li></ul>

RPA  
導入効果

資料1-2

P2:図1

⑥ 職員のICTスキルの向上

デジタル化に対応できる職員を育成するための研修を実施

実績	内容
R元年度	表計算ソフト（エクセル）活用（関数入門編）29人 プレゼンテーションソフト（パワーポイント）活用24人

※R2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により研修見送り

⑦ 行政情報システムの全体最適化（システムを持たない、独自のものを作らない取組）

- 行政情報システムの更なる最適化を図るため、令和元年度に「行政情報システム全体最適化計画」を策定
- 3つの視点のもと、令和2年度からシステムの最適化に向けた見直しを推進
- 令和2年度に3システム、令和3年度に3システムをオンプレミス※7からパブリッククラウド※8などへ移行し、今後5～10年間で1システムあたり約200万円から約4億円の削減見込み

■行政情報システム全体最適化計画の概要

- 最適化の方針（3つの視点）
  - ・サービス利用を原則とする
  - ・他の都道府県との共同利用を推進する
  - ・システムを資産として保有しない
- 見直し対象システム：65システム
- 最適化の実行期間：令和2年度～令和6年度（5か年度）

行政情報システム全体最適化ロードマップ  
資料1-2  
P3:図2

※7 オンプレミス 自組織の敷地内（データセンターの一部を間借りするものを含む）でサーバを運用する形態

※8 パブリッククラウド システム提供者のサービスを複数自治体・会社等と共同利用するもの

(2) ICTの活用による県民の利便性向上

① 行政手続の電子化・押印廃止の推進

県民サービスの向上と業務のデジタル化を図るため、県で対応可能なすべての申請や届出等の行政手続について、電子化、押印廃止の対応を令和2年末までに完了

◆ 電子申請(915 業務)、押印廃止(693 業務)

② AIチャットボットの導入

- ・ 県民からの問い合わせに 365 日 24 時間チャット（文章）で自動応答するシステムを令和2年3月に導入
- ・ 問い合わせ対応の迅速化と質の向上を図るとともに、これまで職員では対応が困難であった夜間や休日の問い合わせにも対応

◆ 導入業務

自動車税の課税、納付等に対する問い合わせ

茨城空港の利用に関する問い合わせ（茨城空港のフライトスケジュール、アクセス、キャンペーン等）

県立美術館等の利用に関する問い合わせ対応 など7業務

チャット  
ボットイ  
メージ

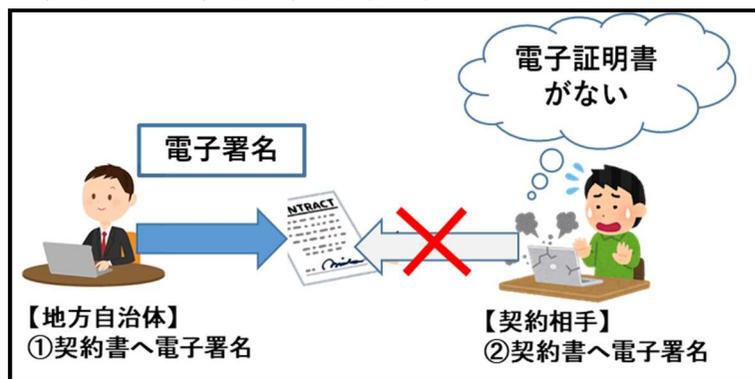
資料1-2

P3:図3

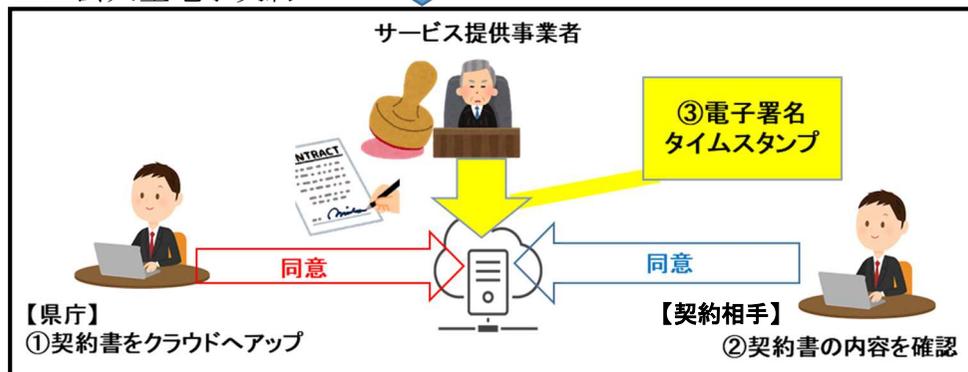
### ③ 立会人型電子契約の導入

県庁業務のデジタル化を推進し、県民の利便性の向上と業務の効率化を図るため、都道府県で初めて、契約当事者が電子証明書<sup>※9</sup>を必要としない立会人型電子契約を令和3年5月に導入

#### ■従来の電子契約（当事者型）



#### ■立会人型電子契約



※9 電子証明書 信頼できる第三者（認証局）が間違いなく本人であることを電子的に証明するもの

#### ④ キャッシュレスの導入

##### ア 申請手数料等のキャッシュレス化

- ・ 令和2年1月から、電子申請時に納付する許認可・資格試験の受験等の手数料等について、キャッシュレス決済にも対応
- ・ 令和2年3月に茨城県証紙条例を改正し、証紙による手数料の納付について、申請窓口におけるキャッシュレス決済にも対応

##### ■茨城県証紙条例に規定する手数料のキャッシュレス決済の導入状況

	導入年月日	収納方法・収納場所	決済の種類
各種手数料 (153種)	R2.1.20	電子申請・届出システム	クレジットカード ペイジー
運転免許更新 手数料等 (8種)	R3.1.18	運転免許センター	クレジットカード 電子マネー QRコード決済
	R3.5.17	警察署 (27カ所) 警察センター (2カ所)	

##### イ 公の施設等におけるキャッシュレスの導入

- ・ 利用者の利便性向上とキャッシュレス決済の県内普及を進めるため、公共部門が率先して導入
- ・ 平成19年度に中央病院等において導入を開始。令和元年度以降に観光施設や美術館等に拡大し、令和3年6月時点で27施設において導入

##### ■キャッシュレス決済導入済の施設

施設種類	導入施設数	主な施設
観光施設	12	国民宿舎鶴の岬、偕楽園等
博物館等	5	近代美術館、自然博物館等
病院施設	3	中央病院、こども病院等
会議場施設	2	つくば国際会議場等
スポーツ施設	2	カシマサッカースタジアム等
公園等	3	大子広域公園、植物園等
合計	27	

### ウ キャッシュレス納税

- ・ 納税者の利便性向上のため、令和元年 10 月からすべての税にスマホ決済による納税（スマホ納税）などを導入

#### ■ キャッシュレス納税の利用率及び件数

年度	H27	H28	H29	H30	R 元
利用率	7.7%	8.6%	8.9%	9.8%	10.1%
件数	136,602 件	154,252 件	160,391 件	172,666 件	179,614 件

- ・ ふるさと納税（いばらき応援寄附金）についても、平成 29 年 6 月にクレジットカード決済を導入。令和 2 年 4 月からは、スマホ決済や携帯キャリア決済などにも対応を拡充

キャッシュレス納税

資料 1-2

P 4 :

表 3 ~ 5

### (3) DXの推進体制

県の業務に係るRPA導入等を推進するため、部局横断的な「RPA導入推進プロジェクトチーム」を平成30年12月に設置し、令和2年4月に「デジタル化推進プロジェクトチーム」に改組。令和3年4月に新たに設置した総務部DX推進監をトップに、「県庁DX推進プロジェクトチーム」に改組

#### ■ 県庁DX推進プロジェクトチーム

##### (推進業務)

- ・ 行政手続・業務のデジタル化の推進
- ・ キャッシュレスの推進
- ・ RPA・AIの導入推進
- ・ 庁内ネットワーク・テレワーク環境の充実による働き方改革
- ・ その他の庁内業務のデジタル技術を活用したDXの推進

##### (構成員)

- ・ チームリーダー：総務部DX推進監
- ・ チーム員（課長・補佐級以上の職員20人）  
政策企画部次長  
総務部：行政経営課、総務課、管財課  
政策企画部：情報システム課  
会計事務局：会計管理課

#### 【プロジェクトチームの推移】

平成30年度～令和元年度：RPA導入推進プロジェクトチーム

令和2年度：デジタル化推進プロジェクトチーム

令和3年度：県庁DX推進プロジェクトチーム

## 2 多様で柔軟な働き方の推進

### (1) テレワークの利用促進

- ・ 職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、対象者を育児や介護を行う職員から全職員に拡大し、平成 30 年度にテレワークを本格導入。それ以降も、対象職員や利用日数、勤務場所の拡大をはじめ、貸出し用モバイル端末の増設や同時接続数の増強などを実施
- ・ コロナ禍においては、業務継続とともに職員の感染リスクの低減のため、時差出勤や休暇取得等と併せて、積極的にテレワークを活用
- ・ 令和 3 年 5 月末時点で 5,661 人がテレワークの利用登録済

#### ■テレワーク制度改正の経緯

年度	主な取組
H29 年度	・ 育児・介護を行う職員に限定してテレワークを導入
H30 年度	・ 対象を全職員に拡大し、テレワークの本格導入 ・ 貸し出し用のモバイル PC を整備 ・ 利用期間の拡充（1 週間上限：2 日まで→原則 4 日まで）
R 元年度	・ 実施可能な場所の拡大 （自宅のほか、要介護者の自宅等所属長の承認を受けた場所も可）
R 2 年度	・ 会計年度任用職員に対象を拡大 ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、同時接続数を拡充（1,000 人→3,000 人） ・ テレワークハンドブックの配布
R 3 年度	・ 職場 PC 持ち帰りと Wi-Fi ルータの貸出を開始

テレワーク制度

資料 1-2

P5:表 6

テレワークハンドブック

資料 1-2

P5:表 7

## (2) 時差出勤制度の拡充

育児や介護などの特別な理由以外でも、職員の生活スタイルや業務の都合に合わせて、出勤時間を変更できる時差出勤制度を平成30年度から本格導入

◆ 利用例：育児・介護、通勤混雑緩和、疲労蓄積防止、自己啓発、早朝夜間業務対応 等

### ■ 時差出勤の導入経過

H29	H30	R 2
夏季期間のみ実施	本格導入 (時期の制限なし)	利用者の多い通勤時間帯 の区分を細分化
(早出) 7:30～16:15 (遅出) 9:30～18:15 など 4パターン	(早出) 7:00～15:45 (遅出) 13:00～21:45 など 9パターン	(早出) 8:15～17:00 (遅出) 8:45～17:30 など 13パターン

## (3) 休憩時間の選択制の導入

職員が業務の都合や時差出勤の利用状況、自身の健康状態等を踏まえて、休憩時間を柔軟に選択できる制度を平成30年10月から導入

原則	変更可能時間
12:00～13:00	11:00～12:00
	11:30～12:30
	12:30～13:30
	13:00～14:00

◆ 時差出勤遅出(13:00～21:45)を選択した場合は17:15～18:15、17:45～18:45、18:15～19:15のいずれかから選択。

時差出勤  
制度の変  
遷

資料1-2

P6:表8

	<p><b>(4) 男性職員の育児参加促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事部局等の男性職員の配偶者出産休暇と育児参加休暇については、平成 27 年度から令和元年度まで 90%を超える取得率で推移（平成 27 年度から平成 30 年度まで：100%取得）</li> <li>教育委員会及び警察を含めた県全体の数値（平成 30 年度）についても、配偶者出産休暇、育児参加休暇とも全国平均を上回る状況</li> </ul> <p><b>(5) 教職員の働き方改革</b></p> <p><b>① 働き方改革モデル校の指定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 2 年 9 月から、市町村立学校 6 校及び県立学校 6 校を働き方改革モデル校に指定し、超過勤務縮減のための取組を実施</li> </ul> <p>◆実施内容</p> <p>時差出勤制度の導入や完全退勤時間の設定、土日の部活動指導を複数顧問で交代指導 など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この取組を基に、市町村立学校については、教育事務所ごとに各市町村教育委員会の担当者を含めた働き方改革推進チームを設置、県立学校については、取り組むべき項目をガイドラインとして取りまとめ</li> </ul> <p><b>② 夏休み期間中の学校閉庁日の実施</b></p> <p>平成 30 年度から、県立学校の夏休み期間中に学校閉庁日を開始。令和 2 年度は全 127 校で実施</p> <p>◆学校閉庁日の実施状況（令和 2 年度）</p> <p>高等学校、中等教育学校、県立中学校：104 校全校実施（実施期間：2～9 日間）  特別支援学校：23 校全校実施（実施時間：3～16 日間）</p>	<p>男性職員 の育児参加 資料 1-2 P7: 表 9～10</p>
--	---	---

<p><b>II 課題</b></p>	<p><b>1 人口減少・少子高齢化に伴う労働力不足への対応</b></p> <p>人口減少や少子高齢化による将来的な労働力人口の減少が見込まれる中、多様化する行政課題に限られた職員で対応するためには、職員でなければできない業務に、職員自らが注力できる体制を構築することが求められることから、更なるDXの推進が必要</p> <p><b>2 業務の効率化と行政コスト削減</b></p> <p>AIやRPA、クラウドサービスなどのICTの業務利用が世界的に拡大しており、令和3年9月に設置される「デジタル庁」が主導する施策にも対応するため、更なる業務の効率化と行政コストの削減が必要</p> <p><b>3 非対面、非接触に対応した従来業務の更なる見直し</b></p> <p>コロナ禍における対応やアフターコロナを見据えた県民の利便性の向上を図るためにも、申請手のオンライン化、業務フローのデジタル化、押印廃止など、ICTを活用した非対面、非接触に対応した従来業務の更なる見直しが必要</p> <p><b>4 多様で柔軟な働き方のできる職場環境の充実</b></p> <p>急速な少子高齢化に伴い、男女共に子育てや介護等によって仕事に制約を抱える職員の増加することも想定されるため、これまで以上に男性が家事、育児、介護等に参加しやすくするなど、仕事と家庭の両立をはじめ、多様で柔軟な働き方のできる職場環境の充実が必要</p>	
---------------------	--	--

<p><b>Ⅲ 今後の対応</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢化や人口減少による労働力不足が進む中、A I やR P AなどのI C Tを積極的に活用してD Xの推進を強化し、これまでと同様の行政サービスの提供が可能なスマート自治体※10を実現</li> <li>○ 引き続きI C Tを活用して、「いつでもどこでも」効率的に仕事に取り組み、県民のための本質的な仕事や、現場に密着した仕事に意欲を持って取り組める環境づくりを推進</li> <li>○ I C Tを活用してコロナ禍や災害時にも業務継続できる体制を強化</li> <li>○ 県が率先してD Xを推進していくことによる県内企業や市町村への波及</li> </ul> <p><b>1 更なる業務のD Xを推進</b></p> <p>I C Tを活用して、限られた職員でこれまで以上に効率的に業務を進め、更なる県民サービスの向上を図っていくため、デジタル庁の設置など国の動向等も踏まえて、更なる業務のD Xを推進</p> <p><b>(1) I C Tの積極的な活用</b></p> <p><b>① A I ・ R P A等のI C T活用業務の拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R P AやA I等のI C Tの活用効果が見込まれる業務の掘り起こし</li> <li>・ 委託によるR P A開発では費用対効果が見込めない小規模な業務については、職員によるR P Aのロボットの開発（内製化）を支援</li> <li>・ 先進的なI C Tに関する情報の収集、費用対効果も踏まえた積極的な活用の推進</li> </ul> <p><b>② I C Tを活用した業務の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ I C Tを活用した業務の見直しによる業務フローのデジタル化などを検討</li> <li>・ 新たなI C Tの活用検討</li> </ul>	<p>デジタル改革関連法の全体像</p> <p>資料1-2</p> <p>P8:表11</p>
-----------------------	--	---

※10 スマート自治体 システムやA I等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体

## (2) 職員のICTスキルの向上

デジタル化に対応できる職員を育成するための研修の充実

計画	内容
R3年度	表計算ソフト（エクセル）活用研修（実践的な関数活用編）、19人/回×6＝114人

## (3) 行政情報システム全体最適化計画に基づく庁内システム最適化の推進

### ① 独立した各業務システムの他の都道府県との共同利用の推進

都道府県で共通している事務処理については、同じシステムの共同利用やパッケージソフト導入により、システム整備及び運用の経費の削減

給与システム	埼玉県の給与システムを利用、共同管理
税務システム	都道府県で利用できる <sup>ソース</sup> SaaS <sup>※11</sup> 方式によるパッケージソフトをノンカスタマイズ <sup>※12</sup> で導入を検討

### ② 各業務システムのクラウドサービス利用の推進

行政情報システム全体最適化計画に基づき、システム整備に係る技術的妥当性の評価及びシステム整備と運用経費の削減

R3年度更新分	R4年度更新分
人事給与システムなど3システム	業者管理システムなど11システム

※11 **SaaS (Software as a Service)** 特定または不特定の利用者が必要とする情報システムの機能を、ネットワークを通じてサービスとして提供し、サービスの利用の対価として利用者からサービス利用料を受け取るビジネスモデル

※12 **ノンカスタマイズ** 既存のソフトウェアの仕様を独自に変更しないこと

## 2 ICTの活用による更なる県民の利便性向上

将来にわたり県民サービスを持続的かつ安定的に提供していくため、より一層DXの恩恵を実感できる県民サービスの充実

### (1) 行政手続のデジタル化・簡素化の推進

#### ① 行政手続の電子化

国の法令等が電子化・押印廃止の障壁となっている手続については、国から見直しの方針が示されたものから順次対応

#### ② 行政文書への電子署名の導入

行政文書の電子化において、電子印影のみでは文書の真正性の検証や法令等の課題があることから、電子署名等の有効性について検証を行うとともに、文書へ付与する業務を自動化するRPAを導入

### (2) 電子契約の推進

立会人型電子契約の利用を推進するため、県と契約を締結する企業等に対して普及啓発

### (3) AIの活用

県民からの問い合わせに対し365日24時間チャット（文章）で自動応答するAIチャットボットの導入業務を拡大

### (4) キャッシュレスの推進

県民の更なる利便性の向上を図るため、キャッシュレス決済が導入されていない行政手続の手数料や施設等への導入検討

### (5) 県民向け電子サービスの周知

行政手続の電子化やキャッシュレス等を導入した電子サービスについて、様々な広報媒体を活用して効果的な広報を実施

電子署名  
イメージ

資料1-2

P8:図4

### 3 多様で柔軟な働き方改革の推進

子育てや介護など家庭や生活と仕事との両立とともに、人材確保の観点からも、職員の声を聞きながらこれまでの取組を検証し、引き続き柔軟な働き方改革を推進

#### ◆取組

テレワーク環境や時差出勤等の制度改善、利用促進

男性職員の家庭生活（家事、育児、介護等）への参加の促進

働き方改革モデル校での取組を基に、教職員の負担を軽減し、長時間勤務の是正

第2回 変革期をリードする新時代の茨城づくり  
調査特別委員会【参考資料】

財政基盤と行政組織の強化

D X (デジタル・トランスフォーメーション) 等  
によるスマート自治体の推進  
～ 業務のデジタル化・働き方改革の推進 ～

( 総務部 )

令和3年6月16日(水)

## 参考資料目次

1.	資料1-1	P 1	I 現状	自治体D X推進計画の概要（総務省）抜粋	1
2.	〃	P 2	I 現状	1（1）④-ア AI-OCRの活用	2
3.	〃	P 3	I 現状	1（1）⑤RPAの導入	2
4.	〃	P 4	I 現状	1（1）⑦行政情報システムの全体最適化	3
5.	〃	P 5	I 現状	1（2）②AIチャットボットの導入	3
6.	〃	P 8	I 現状	1（2）④-ウ キャッシュレス納税	4
7.	〃	P10	I 現状	2（1）テレワークの利用促進	5
8.	〃	P11	I 現状	2（2）時差出勤制度の拡充	6
9.	〃	P12	I 現状	2（4）男性職員の育児参加促進	7
10.	〃	P14	Ⅲ今後の対応	1 更なる業務のD Xを推進	8
11.	〃	P16	Ⅲ今後の対応	2（1）②行政文書への電子署名の導入	8

【表 1】自治体DX推進計画の概要（総務省）抜粋

## 1 自治体におけるDX推進の意義

### ○ 目指すべきデジタル社会のビジョン

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会  
～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～

(R2.12 閣議決定 デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針)

### ○ 自治体の役割

- ・ 自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる。
- ・ デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく。

## 2 計画の目的

総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」として策定し、デジタル社会の構築に向けた取組みを全自治体において着実に進めていく。

## 3 対象期間

令和3年1月から令和8年3月

## 4 重点取組事項

- |                     |                 |              |
|---------------------|-----------------|--------------|
| ○自治体の情報システムの標準化・共通化 | ○マイナンバーカードの普及促進 | ○行政手続のオンライン化 |
| ○AI・RPAの利用推進        | ○テレワークの推進       | ○セキュリティ対策の徹底 |

<資料1-1 P2 I現状 1(1)④-ア AI-OCRの活用>

【表2】AI-OCR利用実績

年 度	件 数 等
R元年度	1,984件（うち児童絵画展応募用紙 1,283件）
R2年度	15,325件（うち新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給申請 12,227件）

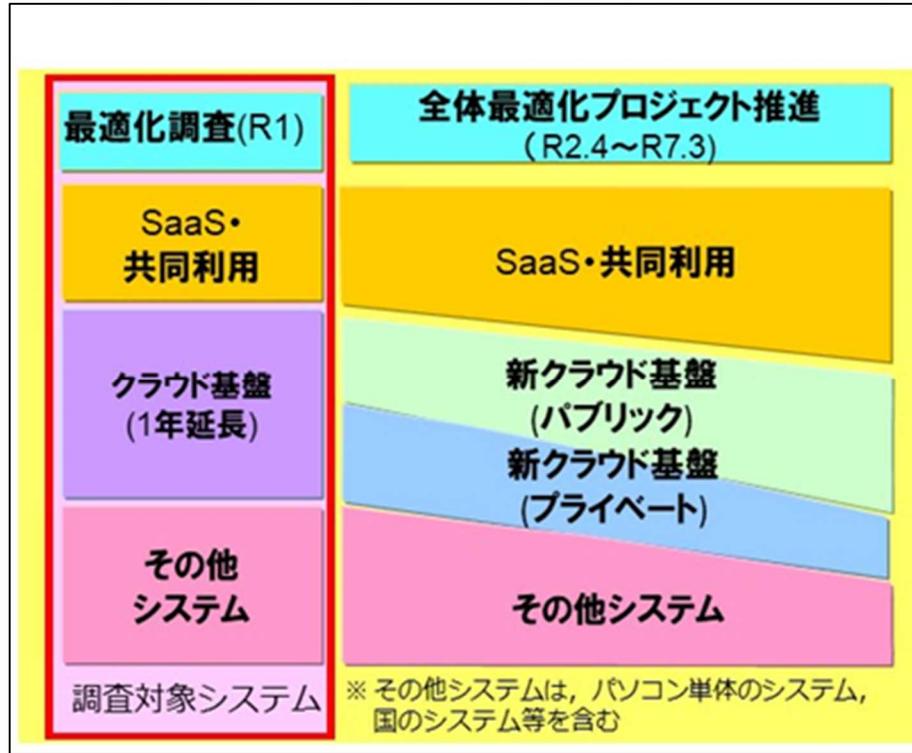
<資料1-1 P3 I現状 1(1)⑤RPAの導入>

【図1】RPA導入効果



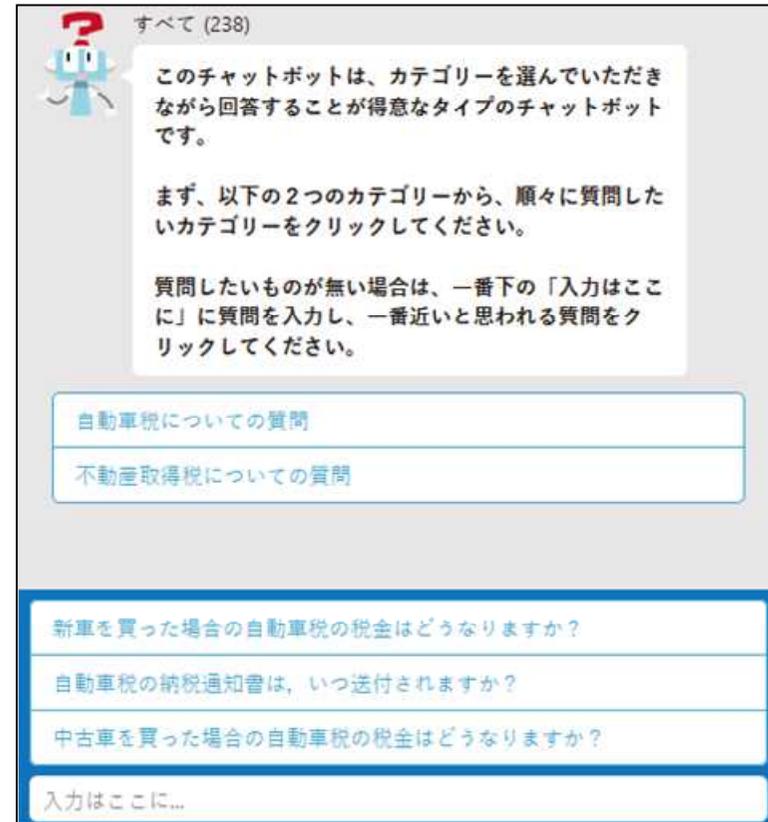
<資料1-1 P4 I現状 1(1)  
 ⑦行政情報システムの全体最適化>

【図2】行政情報システム全体最適化ロードマップ



<資料1-1 P5 I現状 1(2)  
 ②AIチャットボットの導入>

【図3】チャットボットイメージ



<資料 1-1 P 8 I 現状 1 (2) ④-ウ キャッシュレス納税>

【表 3】キャッシュレス納税の導入状況

収納方法	導入年度	対象税目
口座振替	S 55	自動車税（種別割）、個人事業税
インターネットバンキング	H19	全税
クレジットカード納税	H27	自動車税（種別割）
共通納税（eLTAX）システム	R 元	法人県民税、法人事業税
スマホ納税	R 元	全税

【表 4】ふるさと納税におけるクレジットカード決済の利用率及び件数

年度	H29	H30	R 元
利用率	68.7%	75.4%	87.3%
件数	303 件	769 件	1,396 件

※ 他自治体の代理受付分は除く

【表 5】ふるさと納税におけるキャッシュレス決済の導入状況

決済方法	導入年度
クレジットカード決済	H29
スマホ決済、携帯キャリア決済	R 2

<資料 1-1 P10 I 現状 2 (1) テレワークの利用促進>

**【表 6】 テレワーク制度**

<p><b>【対象職員】</b> 庁内ネットワークに接続したPCで業務を行う全職員（会計年度任用職員も含む）</p>
<p><b>【在宅勤務】</b> ・自宅に居ながら、職員個人のPCで職場PCをリモート操作 （職員が介護を行う要介護者の自宅など、所属長の承認を受けた場所でも可） ★勤務時間 5：00～22：00の間で「7時間45分」を設定 ★実施単位 1日、半日、時間単位で実施可能（原則週4日まで） ※自宅にPCやインターネット環境がない職員には、職場で使用するPCの持ち帰りを開始</p>
<p><b>【サテライトオフィス】</b> ・自分の職場ではなく、県内6か所（県庁、合同庁舎4か所、つくば）のサテライトオフィスでも勤務可 ★在宅勤務とあわせて週4日まで</p>
<p><b>【モバイルワーク】</b> ・出張時に、薄型PCやタブレットを利用して業務を実施</p>

**【表 7】 テレワークハンドブックの記載事項**

<ul style="list-style-type: none"><li>・ テレワークの利用方法（利用者登録、利用申請、サービス等のルール）</li><li>・ 業務のデジタル化（メール利用の徹底、在席表示・スケジュール管理、ビジネスチャットの活用、web会議）</li><li>・ 所属における取組（業務の見直し・デジタル化、IP（インターネット）電話の導入、独立システムの見直し）</li><li>・ 自宅で快適にテレワークを行うために（ご家族の理解、自宅環境の構築）</li></ul>
--

<資料 1-1 P11 I 現状 2 (2) 時差出勤制度の拡充>

【表 8】 時差出勤制度の変遷

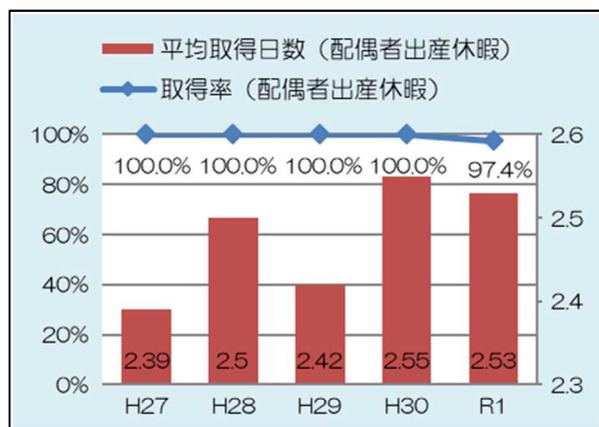
	H 2 9	H 3 0 年 4 月 ~	R 2 年 3 月 ~
実施時期	7 月 ~ 9 月 ( 3 ヶ月間 )	通年	通年
対象職員	全所属の希望者	全所属の希望者	全所属の希望者
勤務形態	4 パターン	9 パターン	13 パターン
(早出)	① 早出 60 分 7:30~16:15 ② 早出 30 分 8:00~16:45	① 早出 90 分 7:00~15:45 ② 早出 60 分 7:30~16:15 ③ 早出 30 分 8:00~16:45	① 早出 90 分 7:00~15:45 ② 早出 60 分 7:30~16:15 ③ 早出 45 分 7:45~16:30 ④ 早出 30 分 8:00~16:45 ⑤ 早出 15 分 8:15~17:00
↑			
(遅出)	① 遅出 30 分 9:00~17:45 ② 遅出 60 分 9:30~18:15	① 遅出 30 分 9:00~17:45 ② 遅出 60 分 9:30~18:15 ③ 遅出 90 分 10:00~18:45 ④ 遅出 120 分 10:30~19:15 ⑤ 遅出 150 分 11:00~19:45 ⑥ 遅出 270 分 13:00~21:45	⑥ 遅出 15 分 8:45~17:30 ⑦ 遅出 30 分 9:00~17:45 ⑧ 遅出 45 分 9:15~18:00 ⑨ 遅出 60 分 9:30~18:15 ⑩ 遅出 90 分 10:00~18:45 ⑪ 遅出 120 分 10:30~19:15 ⑫ 遅出 150 分 11:00~19:45 ⑬ 遅出 270 分 13:00~21:45
↓			
実施単位	1 週間単位	1 日単位	1 日単位
申請手続	紙ベース	システム	システム
利用実績	-	H30 年度 1,951 人	R2 年度 2,489 人

<資料1-1 P12 I 現状 2(4) 男性職員の育児参加促進>

【表9】 配偶者出産休暇、育児参加休暇の取得率及び平均取得日数（暦年）

	H27	H28	H29	H30	R1
配偶者 出産休暇	100.0% (2.39日)	100.0% (2.50日)	100.0% (2.42日)	100.0% (2.55日)	97.4% (2.53日)
育児参加 休暇	100.0% (2.97日)	100.0% (2.87日)	100.0% (3.01日)	100.0% (3.11日)	90.5% (3.47日)

※ 対象は知事部局、議会事務局、企業局、病院局、行政委員会  
(教育委員会と警察を除いた全部局)



【表10】 全国の状況（取得率）（H30年度）

	配偶者出産休暇	育児参加休暇
本 県	93.0%	75.2%
全国平均	74.8%	40.0%

※ 教育委員会、警察を含むすべての部局

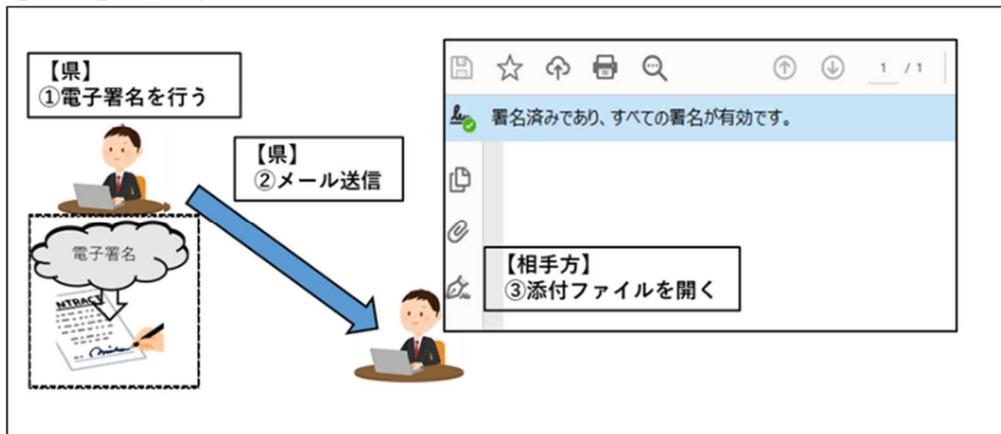
<資料 1-1 P14 Ⅲ今後の対応 1 更なる業務のDXを推進>

【表 11】 デジタル改革関連法の全体像（令和 3 年 5 月 12 日成立、19 日公布）

<p>●デジタル社会形成基本法（IT 基本法は廃止） デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進 【施行日：令和 3 年 9 月 1 日】</p>
<p>●デジタル庁設置法 デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政サービスを抜本的に向上 【施行日：令和 3 年 9 月 1 日】</p>
<p>●デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等 【施行日：押印・書面の見直しについては、令和 3 年 9 月 1 日（一部を除く）】</p>
<p>●公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化【施行日：公布日から 2 年以内（一部を除く）】</p>
<p>●預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律 国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現【施行日：公布日から 3 年以内（一部を除く）】</p>
<p>●地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等【施行日：令和 3 年 9 月 1 日】</p>

<資料 1-1 P16 Ⅲ今後の対応 2（1）②行政文書への電子署名の導入>

【図 4】 電子署名イメージ



第 2 回 変革期をリードする新時代の茨城づくり  
調査特別委員会資料

財政基盤と行政組織の強化

D X ( デジタル・トランスフォーメーション ) 等  
によるスマート自治体の推進  
～ 挑戦できる体制づくり ～

( 総務部 )

令和 3 年 6 月 1 6 日 ( 水 )

## I 現状

### 1 失敗を恐れずに挑戦する「人財」の育成

#### (1) 「人財」の育成・活用

##### ① 職員研修

###### ア 民間企業等への派遣研修

幅広い視野を持ち、新たな発想で失敗を恐れずに挑戦する職員を育成するため、民間企業等への派遣研修を積極的に実施（令和3年度：36名）

- ・ 民間企業等派遣研修 15人
- ・ 国派遣研修 20人
- ・ 大学院派遣研修 1人

###### イ 自治研修所における研修

業務上必要な知識の習得等を図るため、自治研修所において、階層別研修や特別研修を実施

- ・ 県職員：2,205人（令和3年度計画）

##### ② 女性職員の活躍促進

能力・実績主義の原則に基づき、意欲と能力のある女性職員の登用を積極的に推進

###### 【参考1】課長級以上に占める女性職員の割合（％）

年度(4.1時点)	H29	H30	R元	R2	R3
割合	6.9	7.9	7.4	9.4	10.4

##### ③ その他「人財」育成の取組

###### ア 人事評価制度の効果的な運用

上司と職員の面談の機会などを通じ、上司から職員に対して、今後の業務遂行上の改善点等を示すことできめ細やかな指導や助言による「人財」育成を推進（平成28年度～）

###### イ 庁内公募制度の実施

職員の意識改革を進め、やる気を喚起するため、各所属から提示された業務や職員自ら提案する業務について、公募により職員を配置（非管理職：平成8年度～、管理職：令和2年度～）

派遣研修詳細

資料2-2

P1：表1

## (2) 「人財」の確保

### ① 社会人経験者採用

行政では得られない多様な経験を持つ「人財」を確保するため、平成30年度から、社会人経験者採用試験を拡大

#### 【参考2】社会人経験者採用実績（人）

年 度	H29	H30	R 元	R2	R3
人 数	4	22	18	19	18

※H30 から事務等を含め対象職種を拡大

### ② 民間企業等からの行政実務研修員の受入

民間企業等の業務の進め方や多様な発想等を県に取り入れるため、令和元年度から、民間企業等からの行政実務研修員を受入

#### 【参考3】行政実務研修員の受入実績（人）

年 度	R 元	R2	R3
人 数	14	13	11

### ③ インターンシップの受入拡大

県行政に高い関心を持つ意欲ある「人財」確保のため、平成30年度から県庁インターンシップ受入を拡大

#### 【参考4】県庁インターンシップの受入実績（人）

年 度	H29	H30	R 元	R2
人 数	184	286	380	241

### ④ 障害者雇用の促進

障害者に適した業務を抽出・集約することなどにより、身体・精神・知的障害者の雇用を促進

■令和2年度障害者雇用率 2.61%（知事部局） ※法定雇用率 2.5%

### ⑤ 優秀な教員の確保

- ・ 中高一貫校の校長について、令和元年度から、民間企業の管理職経験者を含め公募による選考試験を実施
- ・ 教員志願者の増加及び質の向上を図るため、平成26年度から、本県教員を目指す大学生等を対象とする「いばらき輝く教師塾」を開催

#### 【参考5】いばらき輝く教師塾の開催実績

年 度	H30	R 元	R2
開催回数（受講者数）	5回（285名）	5回（288名）	4回（141名）

## 2 挑戦する実行力ある組織づくり

### (1) 組織体制づくり

- 「挑戦する県庁」の実現のため、次の3つの柱を基本として組織体制づくりを推進

- ・職員が新たな発想で積極的に挑戦できる体制
- ・スピード感のある事務執行体制
- ・「選択と集中」によるメリハリのある体制

- この方針に則り、頻発する自然災害への対応や、新型コロナウイルスをはじめとする感染症への対応など、新たな行政需要に迅速かつ的確に対応

#### 【参考6】現総合計画期間中の主な組織改正（知事部局）

時期	本庁の改正	出先機関の改正
H30年度	営業戦略部の設置 防災・危機管理部の設置 知事直轄組織の廃止 機動的な小規模組織（チーム）の設置	リハビリテーションセンターの廃止 北海道・大阪事務所の廃止
R元年度		保健所の再編 (12所→9所2支所)
R2年度	国体・障害者スポーツ大会局の廃止 スポーツ推進課の設置	児童相談所の再編 (3所2支所→5所)
R3年度	立地推進部の設置 感染症対策課の設置	

知事部局の  
組織詳細

資料2-2

P2：  
表2～3

教育庁の  
組織詳細

資料2-2

P3：  
表4～6

警察本部の  
組織詳細

資料2-2

P4：  
表7～8

## (2) 適正な職員数の管理

緊急性・重要性の高い業務に重点配置を行うとともに、業務の効率化を図りながら職員数の適正管理に努めており、これまでの取組により、全国トップクラスのスリムな体制を構築

### 【参考7】県総合計画における定員管理の数値目標達成状況

区分	H29 (基準)	R2 (現状)	増減	評価 (注)
一般行政部門 (知事部局等の一般行政職員)	4,767	4,804	+37	△
学校以外の教育部門 (教育庁本庁、各教育事務所、図書館、美術館等職員)	479	475	▲4	○
警察官以外の警察部門 (警察本部の警察官以外の職員)	535	537	+2	○
医療従事者以外の公営企業部門 (病院局、企業局などの公営企業の事務局職員)	589	588	▲1	○

※注 評価の考え方

- : 目標達成(目標値+0.5%の範囲内) ○
- : 概ね目標達成(目標値+1.0%の範囲内) △
- : 目標未達成 ×

## (3) 部局間連携の推進

- ・ 部局の所管を超えた行政課題には、必要に応じ庁内横断的な組織である「プロジェクト・チーム」を設置

### 【参考8】具体の成果に結びついた主なプロジェクト・チーム(PT)

フラワーパーク魅力向上PT(H30年7月設置)	より魅力的な観光施設となるよう魅力向上計画をとりまとめ、R3年4月29日にリニューアルオープン(農林水産部、営業戦略部、総務部でチームを構成)
-------------------------	---

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応においては、保健福祉部や産業戦略部に他部局からの応援体制を構築し、全庁一丸となって対応

### 【参考9】新型コロナウイルス感染症対応における他部局からの応援実績(R2年度)

応援先	応援内容	応援実績(延人数)
保健福祉部	保健所業務支援、電話相談対応等	1,173人
産業戦略部	飲食店休業・時短要請協力金の審査業務等	3,492人
合計		4,665人

一般行政部門  
全国状況

資料2-2

P5:表9

主なプロジェクト・チーム

資料2-2

P6:表10

### 3 多様な主体との連携

#### (1) 民間企業やNPO等との連携・協働強化

##### ① 民間企業等との連携

平成29年4月に、民間企業等との連携を推進する総合窓口「公民連携デスク」を企画部（現：政策企画部）に設置し、包括連携協定先をはじめとした民間企業等との連携により、民間の知見を活かした取組を推進

**【参考10】連携状況** ※公民連携デスク設置前（H28年度）との比較

包括連携協定締結企業数（累計）	9社（H28）→ 17社（R2）
大学と県との連携事業件数	71件（H28）→ 82件（R元）
民間企業等の連携に係る相談件数	61件（H29）→ 125件（R2）※デスク設置初年度との比較
民間企業等との連携・協働事業件数	243件（H28）→ 387件（R元）

##### ② NPO等との協働推進

連携・協働の相手方となるNPO法人数の増加のため、令和2年度から新たにNPO法人設立相談会を開催したほか、茨城県協働推進マニュアルを活用するなど、協働を推進しやすい環境を構築

**【参考11】茨城県とNPO等との協働事業実施件数**

年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
件数	275件	302件	305件	271件

##### ③ 民間委託等による民間活力導入推進

民間の経営資源を取り入れた効率的な業務執行のため、民間活力の導入を推進

**【参考12】主な導入事例**

- ・職員旅費及び給与審査業務（総務事務センター：R元～）
- ・職員研修業務（人事課：R元～）
- ・部長秘書業務（行政経営課：R元～）
- ・障害福祉サービス事業所の指定及び変更に係る審査業務（障害福祉課：R2～）
- ・新型コロナ対策飲食店等休業要請協力金支給業務（中小企業課：R2～）
- ・新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター運営業務（健康・地域ケア推進課：R2～）

**(2) 市町村との連携協力**

**① 市町村4団体等との協議等**

市町村4団体（市長会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会）等を通じ、県の施策、市町村の行政課題や県に対する要望などの情報を共有（令和2年度の市町村4団体との協議等実績：10回）

**② 市町村への権限移譲の推進**

「市町村への権限移譲方針」に基づき、住民に身近な業務等について積極的に市町村へ権限移譲を推進

- ・ 権限移譲の状況：114 法令の 1,772 事務（令和3年4月現在）
- ・ 水戸市の中核市への移行（令和2年4月）

**(3) 国や他都道府県等との連携協力**

**① 国への適時適切な提案・要望**

**【中央要望】** 例年6月上旬に国等の予算編成等前にあわせ提案要望を実施

R元年度	国の施策及び予算など37項目を提案 → 32項目が反映(例：つくば霞ヶ浦りんりんロードがナショナルサイクルルートに選定)
R2年度	国の施策及び予算など38項目を提案 → 32項目が反映(例：知事が認定する獣医師による豚へのCSFワクチン接種が可能)

**【緊急要望】** 自然災害の発生時等、緊急の必要に応じて国等への要望を実施

R元年度	台風第19号による大雨等災害に係る緊急要望（令和元年10月21日） → 自治体連携型補助金の活用による被災中小企業復旧支援に係る補助金の創設 等
R2年度	・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要望（令和2年5月26日） → PCR検査の行政検査の範囲拡大等 ・ 日本製鉄株式会社東日本製鉄所鹿島地区の縮小に係る要望（令和3年3月29日）

**② 全国知事会議等を活用した国への要望活動等の実施**

R2年度	主に新型コロナウイルス感染症に関する全国的な共通課題について、各都道府県共同による要望活動を実施 → ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加配分の実現 ・ 「まん延防止等重点措置」制度の導入等の実現
------	--

市町村への  
権限移譲状況  
資料2-2  
P7:表11

各知事会の  
開催状況  
資料2-2  
P7:表12

<p><b>II 課題</b></p>	<p><b>1 行政需要の多様化・複雑化に対し、新たな発想で果敢に挑戦することができる「人財」の育成</b>  人口減少や少子高齢化の進展、急速なグローバル化に伴う社会構造の変化により、多様化・複雑化する行政需要に的確に対応していくため、前例に捉われず新たな発想で果敢に挑戦することができる「人財」の育成が必要</p> <p><b>2 人口減少・少子高齢化による職員確保の困難化の懸念</b>  人口減少や少子高齢化による将来的な労働力人口の減少に伴い、行政サービスを担う職員の確保が厳しくなっていくことも懸念されることから、これまで以上に多様な人材の確保策の検討が必要</p> <p><b>3 臨時・突発的な事案にも対応できる柔軟な組織体制づくり</b>  自然災害や新型コロナウイルス感染症など、臨時・突発的な事案も近年続いており、迅速かつ的確に対応するため、職員の配置換えや機動的な応援体制の構築など柔軟な組織体制づくりが必要</p> <p><b>4 多様な主体との連携強化</b>  これまでに経験のない行政課題に対して、スピード感のある対応を行うためには、多様な「人財」の確保・育成とともに、企業やNPO等の多様な主体との連携強化や、国・他都道府県・市町村との適切な役割分担のもとでの連携強化が必要</p>	
---------------------	--	--

Ⅲ 今後の対応

1 失敗を恐れずに挑戦する「人財」の育成

(1) 職員の職務遂行能力の向上

- ・ 職員に多様な職務経験を付与するため、民間企業等への派遣研修を拡充
- ・ 県の将来を担う有為な職員を計画的に育成するため、若手職員から候補者を選抜し、企業の行動原理等に関する実践的な研修を実施（令和3年度新規：10名程度を予定）

(2) 能力・実績主義の人事配置

- ・ 年齢、性別、学歴、職種などに捉われない能力・実績主義に基づく人事配置を推進。特に、女性職員や若手職員を積極的に登用。
- ・ 今年度新たに策定した「茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン」において、女性職員の登用の拡大を位置づけ、県の重要政策に係る企画立案部門への配置などの取組を推進

【参考13】課長級以上に占める女性職員の割合

時期	R3年4月(現状)	R8年4月(目標)
割合	10.4%	26.0%

(3) 多様な人財の確保

- ・ 社会人経験者採用試験の拡大や、法定雇用率の引き上げ（知事部局：2.6%）に対応した障害者雇用の拡大
- ・ 優秀な教員確保のため、教員選考第1次試験について、令和3年度から県外にも試験会場を追加（東京、名古屋、仙台）するとともに、試験内容の簡素化や日程の早期化により、幅広く受験者を確保
- ・ 「いばらき輝く教師塾」修了生を対象とした特別選考を新たに設けるとともに、従来から実施しているスペシャリスト特別選考に「小中学校理科教育専門教諭」なども追加し、令和3年度から特別選考枠を拡大

(4) 民間企業のノウハウ等の吸収

- ・ 民間企業等からの行政実務研修員の受入の拡大
- ・ 民間企業のノウハウの吸収を図っていくため、任期付職員制度を積極的に活用

(5) 働きやすい勤務環境などの魅力ある職場づくり

- ・ 時間外勤務の縮減や年次休暇等の取得促進
- ・ 育児休業等の取得を促進するため、所属長への意識啓発や代替職員の確保などを推進

【参考14】育児休業取得率

年度	R元(現状)	R7(目標)
取得率	男性：19.7%、女性100%	男性・女性：100%

育児休業  
取得状況

資料2-2

P7:表13

## 2 多様化・複雑化する行政需要に応じた柔軟な組織づくり

### (1) 行政需要に応じた柔軟な組織づくり

- ・ 新たな行政需要に柔軟かつ的確に対応していくため、緊急性・重要性の高い分野への重点的な職員の配置など、戦略的な組織体制（本庁・出先）の整備と適正な人員配置の実施
- ・ DXによるスマート自治体の推進や道路交通網の整備などに伴い、現地性の低い業務の見直し等を検討

### (2) 適正な職員数の管理

スマート自治体の推進による、さらなる業務の効率化や、スクラップアンドビルドの徹底によるスリムな体制の維持（当面は職員数は現状程度を維持）

### (3) 部局間連携の推進

自然災害や感染症への対応をはじめ、複数部局にまたがる行政課題への対応については、引き続きプロジェクト・チームの活用など部局間連携を推進

## 3 多様な主体との連携強化

### (1) 民間企業やNPO等との連携・協働強化

多様化・複雑化する行政課題に対し、企業やNPO等との連携を強化し、互いの強みを活かした効果的な施策を推進

- ・ 「公民連携デスク」を中心とした、民間企業等との更なる連携・協働の推進
- ・ NPO法人の運営支援等の実施
- ・ 民間委託等の民間活力の導入推進

### (2) 市町村との連携協力

市町村との適切な役割分担を踏まえながら、連携・協力を推進

- ・ 県及び市町村が各々の施策や行政課題等を共有
- ・ 市町村で処理することが効果的な事務の移譲を重点的に推進

### (3) 国や他都道府県等との連携協力

県域を超えた課題等の解決に向け、適時適切なタイミングで国への提案・要望を行うほか、他都道府県等との広域的な連携を強化

- ・ 全国知事会等を通じた、各都道府県共通の課題等についての意見交換や国等に対する提案・要望への反映、要望等の実現促進
- ・ 共通の課題解決に向けた業務の共同化の検討

第 2 回 変革期をリードする新時代の茨城づくり  
調査特別委員会【参考資料】

財政基盤と行政組織の強化

D X（デジタル・トランスフォーメーション）等  
によるスマート自治体の推進  
～ 挑戦できる体制づくり ～

（ 総務部 ）

令和 3 年 6 月 1 6 日（水）

## 参考資料目次

1.	資料2-1	P 1	I	現状	1 (1)	①ア民間企業等への派遣研修	1
2.	〃	P 3	I	現状	2 (1)	組織体制づくり (知事部局分)	2
3.	〃	P 3	I	現状	2 (1)	組織体制づくり (教育庁分)	3
4.	〃	P 3	I	現状	2 (1)	組織体制づくり (警察本部分)	4
5.	〃	P 4	I	現状	2 (2)	適正な職員数の管理	5
6.	〃	P 4	I	現状	2 (3)	部局間連携の推進	6
7.	〃	P 6	I	現状	3 (2)	市町村との連携協力	7
8.	〃	P 6	I	現状	3 (3)	②全国知事会議等を活用した国への要望活動等の実施	7
9.	〃	P 8	Ⅲ	今後の方向性	1 (5)	働きやすい勤務環境などの魅力ある職場づくり	7

<資料 2-1 P 1 I 現状 1 (1) ①ア民間企業等への派遣研修>

【表 1】民間企業等への派遣研修の内訳 (36 名)

民間企業等派遣研修 15 人	日本貿易振興機構 5、移住・交流推進機構 1、国立感染症研究所 1、国土技術政策総合研究所 1、常陽銀行 2、JTB 1、カルビー 1、イオンリテール 1、東日本高速道路 1、住友林業フォレストサービス 1
国派遣研修 20 人	内閣府・内閣官房 3、総務省 1、厚生労働省 1、農林水産省 2、経済産業省 2、国土交通省 9、環境省 1、原子力規制庁 1
大学院派遣研修 1 人	政策研究大学院大学 1

<資料 2 - 1 P 3 I 現状 2 (1) 組織体制づくり (知事部局分) >

【表 2】本庁組織数の推移 (知事部局)

年度		H21	H25	H29	現総合計画期間	
					H30	R3
本 庁	部数	7部2局室	7部2局室	7部3局室	<b>9部2局</b>	<b>10部1局</b>
	課数	73課	74課	80課	<b>93課</b>	<b>91課</b>
出 先	本所	100所	95所	89所	<b>84所</b>	<b>83所</b>
	支所	38支所	37支所	36支所	<b>36支所</b>	<b>36支所</b>

【表 3】知事部局の類型別出先機関 (R3.4.1 現在)

所属名	本所	支所	所属名	本所	支所
県民センター	4	1	農林事務所	5	10
県税事務所	5	5	農業総合センター	1	6
保健所	9	2	家畜保健衛生所	4	
医療大学	1		土木・工事事務所	11	2
食肉衛生検査所	3	1	港湾事務所	2	2
児童相談所	5		下水道事務所	2	
福祉事務所	4		その他	22	7
産業技術専門学院	5		<b>出先機関合計</b>	<b>83</b>	<b>36</b>

<資料2-1 P3 I 現状 2 (1) 組織体制づくり (教育庁分) >

【表4】現総合計画期間中の主な組織改正 (教育庁)

時期	本庁の改正	出先機関の改正
H30 年度	—	—
R 元年度	高校教育改革・中高一貫校開設チームの設置	—
R 2 年度	義務教育課 生徒指導・いじめ対策推進室の設置 高校教育課 ICT教育推進室の設置 保健体育課 国体競技力向上対策室の廃止	—
R 3 年度	高校教育改革・中高一貫校開設チームの廃止 高校教育課 高校教育改革推進室の設置	—

【表5】本庁組織数の推移 (教育庁)

年度		H21	H25	H29	現総合計画期間	
					H30	R3
本庁	部数	—	—	2	2	2
	課数	9	9	9	9	9
出先	本所	10	10	10	10	10
	分館	2	2	2	2	2

【表6】教育庁の類型別出先機関 (R3.4.1 現在)

所属名	本所	支所	所属名	本所	支所
教育事務所	5	—	博物館	1	—
図書館	1	—	教育研修センター	1	—
美術館	2	2	<b>出先機関合計</b>	<b>10</b>	<b>2</b>

<資料 2-1 P 3 I 現状 2 (1) 組織体制づくり (警察本部分) >

【表 7】現総合計画期間中の主な組織改正 (警察本部)

時期	本庁の改正	出先機関の改正
H30 年度	国体対策課の設置	
R 元年度	装備施設課の設置	
R 2 年度	つくば警察署を開署 (つくば中央警察署とつくば北警察署を統合) 国際捜査課の設置 国体対策課の廃止	
R 3 年度		大子警察署浅川駐在所・西金駐在所の閉鎖

【表 8】本庁組織数の推移 (警察本部)

年度		H21	H25	H29	現総合計画期間	
					H30	R3
本庁	部数	6部1校	6部1校	6部1校	<b>6部1校</b>	<b>6部1校</b>
	課数	33課	35課	36課	<b>37課</b>	<b>38課</b>
	署数	28署	28署	28署	<b>28署</b>	<b>27署</b>
出先	交番	86か所	91か所	91か所	<b>91か所</b>	<b>91か所</b>
	駐在所	216か所	136か所	123か所	<b>123か所</b>	<b>121か所</b>

<資料 2-1 P 4 I 現状 2 (2) 適正な職員数の管理>

【表 9】一般行政部門職員数の全国状況 (R2. 4. 1 現在)

順位	都道府県名	政令市の有無	職員 1 人 当たりの人口	一般行政部門 職員数	人口 (千人)
1	神奈川県	○	1,215	7,577	9,209
2	大阪府	○	1,162	7,613	8,850
3	埼玉県	○	1,062	6,961	7,390
4	兵庫県	○	939	5,913	5,550
5	愛知県	○	874	8,669	7,576
6	千葉県	○	864	7,317	6,320
7	東京都	○	692	20,000	13,835
8	福岡県	○	677	7,573	5,130
9	静岡県	○	652	5,687	3,709
10	広島県	○	635	4,455	2,827
11	京都府	○	618	4,120	2,546
<b>12</b>	<b>茨城県</b>	<b>×</b>	<b>608</b>	<b>4,804</b>	<b>2,921</b>
13	群馬県	×	507	3,886	1,969

<資料 2-1 P 4 I 現状 2 (3) 部局間連携の推進>

【表 10】近年設置した主なプロジェクト・チーム（P T）

チーム名	設置	目的
フラワーパーク魅力向上 P T	H30. 7	フラワーパーク魅力向上方策検討
公の施設利活用検討 P T	H30. 8	施設利活用推進方策検討
観光誘客 P T	H30. 10	県有施設の観光誘客利活用検討
県庁 D X 推進 P T	R3. 4	庁内 D X の推進方策検討
偕楽園・歴史館エリア観光魅力向上 P T	R 元. 9	周辺エリアの観光誘客等方策検討
人財づくり P T	R 元. 9	県内大学・高校の特色化検討
高齢者活用 P T	R 元. 9	高齢者の能力活用方策検討
植物園及び県民の森再構築 P T	R2. 2	新たな観光拠点創出策検討
D X イノベーション創出 P T	R2. 11	D X の現状・課題分析、公募型実証試験の実施

<資料 2-1 P 6 I 現状 3 (2) 市町村との連携協力>

【表 11】市町村への移譲法令・事務数の推移（累計）（各年 4 月 1 日現在）

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3
法律・条例数	66	74	90	81	80	87	86	85	86	86	86	114	114
事務数	828	978	1,248	1,194	1,208	1,266	1,269	1,265	1,258	1,255	1,263	1,738	1,772

<資料 2-1 P 6 I 現状 3 (3) ②全国知事会議等を活用した国への要望活動等の実施>

【表 12】各知事会等の開催状況（令和 2 年度）

全国知事会	○R2. 6. 4 開催(Web 開催) ○R2. 11. 5 開催 (Web 開催) ○R2. 11. 20 政府主催知事会議 (首相官邸) ○新型コロナウイルス緊急対策本部 15 回開催	R3 国予算への提言等 R3 国予算への提言等 R3 国予算への提言等 国への緊急提言等
関東地方知事会	○R2. 6. 15 開催(書面開催) ○R2. 10. 21 開催 (Web 開催)	R3 国予算への提言等 R3 国予算への提言等
北関東磐越五県知事会議	○R2. 8. 19 開催(栃木県で開催)	国への提言等
日本創生のための将来世代応援知事同盟	○R2. 4. 28 開催(Web 開催)	国への提言等

<資料 2-1 P 8 Ⅲ今後の方向性 1 (5) 働きやすい勤務環境などの魅力ある職場づくり>

【表 13】育児休業取得率 (%)

年度	H28	H29	H30	R元	R7 目標
男性	8.0	7.0	10.4	19.7	100.0
女性	99.0	100.0	100.0	100.0	